

人が集まる自治会活動 まちづくりフォーラム



先月7日、まちづくりフォーラムが開催され、約70名が参加しました。

今回のテーマは「人が集まる自治会活動」。講師に長井自治会（安佐北区）の寺本克彦さん、（有）グリーンブリーズの平木久恵さんを迎え基調講演とパネルディスカッションを行いました。

第1部の基調講演では、寺本さんが「市民を楽しむ」と題して、長井自治会の取り組みを例に出し、講演を行いました。

第2部のパネルディスカッションでは、寺本さん、平木さん、新町、畝、汁免、南昭和町自治会の自治会長4名がパネラーとなり、各自治会の活動や、どのような工夫を行っているかを紹介し、質疑応答が行われました。フォーラム後のアンケートでは、「楽しむためのアイデアや柔軟な発想をしたい」「まずは自ら楽しんでみたい」などの意見があり、今後の自治会活動を楽しむためのきっかけとなりました。

また、講演前には講師とパネラーの皆さんが自治会館など各自治会の活動現場を視察。活動のようすや、それぞれの自治会ならではの工夫を紹介しました。普段なかなか見ることのない他の自治会のようすに、各自治会長も「勉強になる」と感じしていました。



▲長井自治会 寺本さんの基調講演



▲各自治会の工夫に感心



▲自治会活動について話し合う寺本さん、平木さん、各自治会長

軽自動車税減免の案内

税務課 ☎82319204 FAX82319627

町では次の軽自動車などについて減免制度を設けています。

①障がいのある人が所有する軽自動車など

対象◆障がい（下表を参照）のある人本人が所有者であるもの
※身体障がい者などで年齢18歳未満、または知的・精神障がい者の人は、生計を一にする者が所有するものも対象となります。

必要書類◆

・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
・自動車検査証の写し
・運転免許証の写し

②構造がもっぱら身体に障がいのある人の利用に使われる軽自動車など

対象◆車椅子に乗ったままの状態で使用する昇降装置もしくは固定装置を装着するなど特別の仕様により製造されたもの、または構造変更が加えられ、自動車検査証などでその確認が取れるもの

必要書類◆

・自動車検査証の写し
・車両写真（自動車検査証で構造変更が確認できない場合のみ）

③公益のため直接専用するものと認められる軽自動車など

対象◆社会福祉法に規定する特定の社会福祉法人などが納税義務者で、かつ、使用する軽自動車などで、当該事業の用に直接供するもの、または入所者・通所者の送迎、入所者・通所者に対する供給物品の輸送などの用途に使用する割合が全用途に対して50パーセント以上のもの

必要書類◆

・定款の写し
・自動車検査証の写し
・使用目的別走行距離表

平成27年度軽自動車税の減免手続きは、平成27年度軽自動車税の納税通知発送以降、納期限7日前まで受け付けます。新たに軽自動車税減免申請をされる場合は、必要書類と印鑑を持って、税務課（役場1階）で手続きをしてください。

※①の場合の減免は自動車税、軽自動車税を通じて1台に限る。
※既に減免を受けている人には、4月に案内文を送付します。

障害の区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視 覚 障 害		1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
聴 覚 障 害		2級および3級	
平 衡 機 能 障 害		3級および5級	
音 声 機 能 障 害		3級 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限り)	特別項症から第2項症までの各項症 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限り)
上 肢 不 自 由		1級および2級	特別項症から第3項症までの各項症
下 肢 不 自 由		1級から6級までの各級 (同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級から3級までの各級)	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症 (同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、特別項症から第3項症までの各項症)
体 幹 不 自 由		1級から3級までの各級および5級 (同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級から3級までの各級)	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症 (同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、特別項症から第4項症までの各項症)
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級 (1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	
	移動機能	1級から6級までの各級 (同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級から3級（1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く）)	
心 臓 機 能 障 害		1級、3級および4級 (同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級および3級)	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこう機能障害			
直腸機能障害			
小腸機能障害		1級から3級までの各級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			
肝 臓 機 能 障 害		1級から4級までの各級 (同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級から3級までの各級)	特別項症から第3項症までの各項症

療育手帳…障害の程度の表示がA以上であるもの
精神障害者保健福祉手帳…障害等級が1級であるもの
表中の同一生計者…当該障がいのある人と生計を一にする者のこと